

令和 7 年第 1 回定例会議案等説明資料

1	議案第 2 号	令和 6 年度千葉市一般会計補正予算（第 7 号）中所管 [人事委員会勧告に基づく給与改定等]	P 2
2	議案第 2 8 号	千葉市公告式条例の一部改正について	P 3
3	議案第 2 9 号	法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	P 4
4	議案第 3 0 号	千葉市職員退職手当支給条例の一部改正について	P 6
5	議案第 3 1 号	千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	P 7
6	議案第 3 2 号	千葉市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について	P 8
7	議案第 5 4 号	包括外部監査契約について	P 9
8	諮問第 1 号	督促についての審査請求について	P10

令和 6 年 度 補 正 予 算 (2 月 ・ 給 与 費) 資 料

款			補 正 後	補 正 前	補	正	額
						不 用 ・ 不 足 額	給与改定所要額
一般会計	一般職	議 会 費	297,689 千円	297,689 千円	0 千円	△ 7,090 千円	7,090 千円
		総 務 費	13,319,702	12,686,702	633,000	325,031	307,969
		民 生 費	14,322,681	13,922,681	400,000	△ 119,774	519,774
		衛 生 費	5,202,380	5,222,380	△ 20,000	△ 161,388	141,388
		労 働 費	81,298	81,298	0	△ 2,246	2,246
		農 林 水 産 業 費	562,671	572,671	△ 10,000	△ 26,225	16,225
		商 工 費	683,056	693,056	△ 10,000	△ 27,699	17,699
		土 木 費	5,715,983	5,625,983	90,000	△ 78,872	168,872
		消 防 費	8,440,969	8,440,969	0	△ 325,737	325,737
		教 育 費	47,064,612	46,779,612	285,000	△ 1,116,496	1,401,496
合 計			95,691,041	94,323,041	1,368,000	△ 1,540,496	2,908,496

(参考)

病 院 事 業 費	病院事業費	12,231,081 千円	11,944,357 千円	286,724 千円	△ 99,530 千円	386,254 千円
-----------------------	-------	---------------	---------------	------------	-------------	------------

水 道 事 業 費	水道事業費	252,327 千円	211,961 千円	40,366 千円	35,401 千円	4,965 千円
-----------------------	-------	------------	------------	-----------	-----------	----------

【議案第28号】

千葉市公告式条例の一部改正について

議案書 P1～2

1 趣旨

公示文書の閲覧に係る市民の利便性向上と公文書の電子化のさらなる推進を図るため、公示文書における公布・公表の方法を改めるほか、市長等の署名・押印に関する規定の改正を行う。

2 主な内容

(1) 公示文書の公布・公表の方法

公布・公表の方法を、市役所・区役所の掲示場への掲示から、原則、市ホームページに掲載する公報への登載に変更する。

改正前	改正後
公示日ごとに、公示文書（紙）を市役所・各区役所の掲示場に掲示	公示日ごとに、公示文書をまとめたもの（公報）を市ホームページに掲載 ※急施を要するとき又は災害その他特別の事由がある場合等は、掲示場に掲示

(2) 市長等の署名・押印に関する規定

公示文書の種別	改正前	改正後
(条例)	(市長が署名する。)	(改正なし)
規則	市長が署名する。	市長名を記名する。 (市長印の押印は不要)
規程	市長名を記名し、市長印を押印する。	
告示・公告	本条例に規定なし	

※市長以外の市の機関の公示文書についても同様の取扱いとする。

3 施行期日

令和7年4月1日

【参考】

(1) 公示について

- ・公示とは、公文書の施行の一形式で、公報への登載や掲示場への掲示などの方法により、一定の事項を広く一般に知らせることをいう。
- ・公示文書には、条例、規則のほか、公表を要する規程や告示・公告（※）がある。
※告示・公告の例 告示：介護事業者や障害福祉サービス事業者の指定、道路の供用開始など
公告：入札公告、公売公告など
- ・現在、本市では、市役所・各区役所の掲示場に公文書を掲示する方法により行っている。

(2) 公報について

- ・条例、規則、規程、告示、公告など、市政に関し公表を要する事項を一般に周知するために発行する。
- ・現在、本市では、月に2回（公示した翌月の1日・15日）発行し、市ホームページに掲載するとともに、行政資料室等に配架している。

【議案第29号】

法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案書 P 3 ~ 2 3

1 趣旨

法令の改正に伴い、規定の整備を図るもの

2 内容

条例で引用している法令の条項ずれ等に伴う規定の整備 2 3 条例

(内訳)

- | | | |
|------------------|--------|-------------|
| ・ 刑法の改正に伴うもの | 1 7 条例 | } 一覧は別紙のとおり |
| ・ その他の法令の改正に伴うもの | 6 条例 | |

3 施行期日

公布の日

※ 刑法の改正に伴うものは、令和7年6月1日

改正等をする条例	条項ずれ等のあった法令
1 千葉市みんなが輝くまちづくり基金条例	地域再生法
2 千葉市吏員退職年金等に関する条例	刑法
3 千葉市職員の給与に関する条例	刑法
4 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例	刑法
5 災害弔慰金の支給等に関する条例	・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令
6 千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	介護保険法施行規則
7 千葉市動物の愛護及び管理に関する条例	刑法
8 千葉市心身障害者扶養共済条例	刑法
9 千葉市桜木園設置管理条例	児童福祉法
10 千葉市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	刑法
11 千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例	刑法
12 千葉市指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例	刑法
13 千葉市暴力団排除条例	刑法
14 千葉市環境保全条例	刑法
15 千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	刑法
16 千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	刑法
17 千葉市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例	刑法
18 千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例	刑法
19 千葉市土の採取計画の認可に関する条例	刑法
20 千葉市地方卸売市場業務条例	刑法
21 千葉市農政推進協議会設置条例	農業経営基盤強化促進法
22 千葉市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)
23 千葉市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例	刑法

【議案第30号】

千葉市職員退職手当支給条例の一部改正について

議案書 P24～30

1 趣旨

雇用保険法等の一部改正及び刑法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正する。

2 主な内容

(1) 雇用保険法改正対応

退職手当のうち、雇用保険法に規定する失業等給付の趣旨を踏まえた制度としている部分について、同法の改正に伴い所要の改正を行う。

【参考】

1 雇用保険法の失業等給付の趣旨を踏まえた部分について

民間労働者については、退職後、一定の期間失業している場合には、生活保障等のため、雇用保険法に基づく失業等給付が支給される。

公務員については、一般的に雇用保険法の適用が除外され、退職時に支給される退職手当により保障されることとなるが、在職期間が短い等の理由により、支給される退職手当が失業等給付の額に満たない場合で、かつ、一定の期間失業している場合には、雇用保険法の趣旨を踏まえ、退職時に支給される退職手当とは別に、その差額分を支給する制度となっている（国家公務員に準じた制度）。

2 雇用保険法の改正内容

(1) 就業手当の廃止

失業等給付受給資格者が、失業等給付の所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して、雇用期間が1年に満たない職業（例：短期間の非正規雇用）に就職した際に受給することが可能とされているが、受給者数が極めて少数かつ減少傾向にあることなどから、本手当を廃止するもの。

(2) 地域延長給付の期限を2年間延長

雇用情勢が悪い地域（青森県、岩手県及び高知県の一部地域）に居住し、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた特定受給資格者等に対する失業等給付の所定給付日数を最大60日まで延長する措置の期限を延長するもの。

(2) 刑法改正対応

懲役刑・禁錮刑を廃止し、拘禁刑が創設されることに伴い、退職手当の支給制限等に関し、規定の整備を図る。

3 施行期日

(1) 雇用保険法改正対応 令和7年4月1日

(2) 刑法改正対応 令和7年6月1日

【議案第31号】

千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案書 P31～33

1 趣旨

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、時間外勤務制限の対象となる子育て中の職員の範囲を拡大するため、条例の一部を改正する。

2 主な内容

時間外勤務の制限（原則禁止）について、対象となる職員の範囲を、3歳に満たない子を養育する職員から、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大する。

3 施行期日

令和7年4月1日

【議案第32号】

千葉市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

議案書 P34～35

1 趣旨

人口減少社会の到来や行政課題の複雑化・多様化など公務を取り巻く環境が大きく変化し、職員の育成が重要性を増す中、更なる能力開発やキャリア形成を支援するため、自己啓発等休業制度（※）について、承認要件となる在職期間の短縮や休業の対象となる教育施設の拡大を行う。

※ 大学等における修学や国際貢献活動を希望する職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度

2 主な内容

(1) 在職期間の短縮

幅広い職員が自己啓発等休業を取得できるよう、休業を承認することができる本市職員としての在職期間の要件を「4年以上」から「2年以上」に短縮する。

(2) 対象となる教育施設の拡大

職員がより幅広い教育施設を選択することができるよう、休業の対象となる教育施設の拡大を行う。

改正前	改正後
・大学（専攻科及び大学院を含む。） ・大学又は大学院に相当する教育施設 ・短期大学 ・上記3施設に相当する外国の大学 ・専門学校	・大学（専攻科及び大学院を含む。） ・大学又は大学院に相当する教育施設 ・短期大学 ・上記3施設に相当する外国の大学 ・専門学校 ・<u>上記各施設に準ずるものとして任命権者（市長等）が認める教育施設（※）</u>

※ 施設の設立の趣旨、履修課程等を踏まえて適否を個別に判断。

3 施行期日

令和7年4月1日

【議案第54号】

包括外部監査契約について

議案書 P190

1 趣旨

地方自治法第252条の36において、地方公共団体の長は、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を締結しなければならないと規定されている。

令和7年度の包括外部監査契約は、現在の包括外部監査人が市行政や財務状況の知識を有し、監査業務を滞りなく進めていることを鑑み、同者を候補者として選考を行った。

その結果、本市の現況を踏まえた上で、適切なテーマ選定及び計画的な監査が実施され、適正な監査結果報告書作成が期待できることから、令和7年度の包括外部監査人として選定し、次のとおり包括外部監査契約を締結する。

2 主な内容

(1) 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

(2) 契約の始期

令和7年4月1日

(3) 契約の金額

17,462,000円を上限とする額

(4) 契約の相手方

ア 住所 東京都江戸川区清新町1丁目4-11-201

イ 氏名 山崎 聡一郎

ウ 資格 公認会計士

エ 主な職歴

平成9年10月～平成16年6月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）

平成16年6月～平成17年3月 関東財務局東京財務事務所に出向

平成17年4月～平成19年6月 財務省理財局に出向

平成19年7月～（現職） 有限責任監査法人トーマツに帰任

オ 主な業務経歴

（ア）包括外部監査人

秋田県（平成26・27年度）、川崎市（平成29・30年度）、千葉市（令和5・6年度）

（イ）包括外部監査補助者

川崎市（平成19・20年度）、秋田県（平成28年度）

(5) 選考方法

職員6名を委員とした「千葉市包括外部監査人候補者選考委員会」において、今年度の実施状況等について審査し、本市の求める水準に達していることから、上記の者を候補者として選定した。

【諮問第 1 号】

督促についての審査請求について

諮問書 P 1～2

1 諮問の趣旨

生活保護法の規定による徴収金の督促の取消しを求める審査請求を棄却することについて、地方自治法第 231 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するもの

2 審査請求の概要

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）

千葉市中央区在住者

- (2) 審査請求年月日

令和 6 年 2 月 16 日

- (3) 事案の概要

生活保護法第 78 条第 1 項の規定による徴収金を滞納した請求人に対し、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の規定により督促（以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求めたもの

- (4) 請求人の主張の要旨

法律は分かるが、事実上、徴収金を支払うことは不可能である。

3 裁決案の要旨

- (1) 趣旨

本件審査請求を棄却する。

- (2) 理由

ア 処分庁は、令和 5 年 12 月 7 日、請求人が就労収入を申告しなかったことから、生活保護法第 78 条第 1 項の規定により 185,791 円（以下「本件徴収金」という。）の徴収を決定し、令和 6 年 1 月 4 日を納期限として、請求人に対し納入通知書を送付した。

イ 処分庁は、請求人が納期限までに本件徴収金を納付しなかったことから、同月 18 日、請求人に対し本件処分を行った。

ウ 地方公共団体は、歳入を納期限までに納付しない者に対しては、督促をしなければならないこととされている（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項）。

エ 本件処分は、請求人が納期限までに本件徴収金を納付しなかったことから、法令の規定に基づき行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

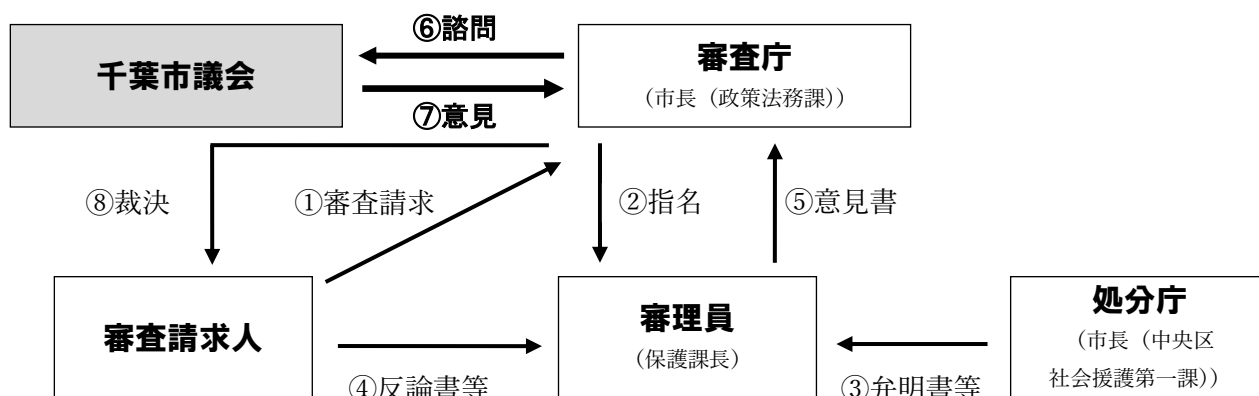
行政不服審査法に基づく審査請求制度の概要

1 審査請求とは

- (1) 審査請求は、行政庁の処分等に関して不服のある者が、訴訟によらず、行政の自己統制機能を生かして、簡易迅速かつ公正な手続により、権利利益の救済を求める制度である。
- (2) 審査請求については他の法律に特別の定めのある場合を除くほか、行政不服審査法の定めるところによることとされており（同法第1条第2項）、同法の手続に従い、原則として附属機関である行政不服審査会への諮問を経て裁決することとなる。

一方、今回の生活保護法に基づく徴収金の督促についての審査請求の場合、他の法律である地方自治法第231条の3第7項が適用となり、議会に諮問した上で裁決することとなる。

2 督促についての審査請求の流れ



- ①・② 審査請求がなされると、審査庁は、審理を主宰する者として、審査庁に所属する職員の中から処分に関与していない者を審理員に指名する。
- ③・④ 審理員は、処分庁から弁明書等、審査請求人から反論書等の提出を受ける。
- ⑤ 審理員は、審査請求人及び処分庁の主張を踏まえ、処分の違法性、不当性を審査し、審査庁に意見書を提出する。
- ⑥ 審査庁は、審理員の意見書に基づき裁決書案を作成し、議会に諮問する。
- ⑦・⑧ 議会の意見を踏まえ、審査庁が裁決（認容又は棄却）を行う。

関係法令（抜粋）

○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（督促、滞納処分等）

第 231 条の 3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2～6（略）

7 普通地方公共団体の長は、第 1 項から第 4 項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から 20 日以内に意見を述べなければならない。

9～12（略）

○ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）

第 78 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。